

省エネルギー・コスト削減実践支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、県内に事業所を有する事業者（以下「県内事業者」という。）の省エネルギーの促進を図り、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図るため、県内事業者が行う当該事業所への省エネルギー設備の導入に要する経費について、当該県内事業者に対して予算の範囲内で省エネルギー・コスト削減実践支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、「法人等」とは、県内に事業所を置く法人その他の団体（ただし、市町村一部事務組合その他知事が別に定めるものを除く。）又は県内の住所地、居所地又は事業場等の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業者をいう。

2 この要綱において、「費用対効果」とは、補助対象事業によるCO₂排出量削減量を補助対象経費で除した値をいう。

(補助金の交付対象等)

第3 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表1の区分のいずれかに適合する事業で、補助金の交付の申請時において、補助対象経費が1,000千円以上のものとする。

2 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、法人等で別表2に掲げる要件に適合する者とする。

3 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表3に掲げるもののうち、知事が必要かつ適当と認める経費とする。

(補助金の額等)

第4 補助事業者に交付する補助金の補助率及び補助限度額は、別表4のとおりとする。

2 この補助金と併せて他の補助金等を受ける場合、この補助金の額と、他の補助金等のうち、この補助事業に係る補助金等の額の合計額が、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額を超えることはできない。

3 補助金の交付額は、第3第3項の規定による補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。なお、補助対象経費に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請等)

第5 知事は、予算の範囲内において、補助金の交付を希望する者を募集するものとする。

2 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとする。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は別表5のとおりとする。

- 4 補助金の交付を申請する者は、知事が別に定める日までの間に、第2項の規定による補助金交付申請書を知事へ提出するものとする。
- 5 知事は、前項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容が第3に定める補助金交付の要件に適合すると認められるものを受理する。ただし、申請書の提出時点で不備のあるものにあつては、当該不備に係る補正が完了した時点で受理する。
- 6 第4項の規定による補助金の交付を申請する者は、同一年度内において複数の申請を行うことはできない。
- 7 第4項の規定による補助金の交付を申請した者が、交付決定前に当該申請を辞退する場合は、様式第2号による補助金交付申請辞退届を知事に提出するものとする。

(申請の際の消費税及び地方消費税)

第6 補助事業者は、第5第4項の規定により申請する場合、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定等)

- 第7 知事は、知事が別に定める日までに受理した補助金の交付の申請について、第3第1項の事業における別表1の区分の1から4までに掲げるものと5に掲げるものとに分けて、それぞれ補助金の交付の決定に係る審査を行う。
- 2 知事は、補助金の交付の決定に係る補助金の額の合計が予算額を超えた場合には、別表6に定める順位により予算の範囲内で交付の決定を行う。
 - 3 知事は、規則第6条の規定に基づく補助金の交付の決定を通知するほか、前項により、補助金の交付の決定を行わないときは、その旨を通知する。
 - 4 知事は、前2項の規定による交付決定を行った後、第11の規定に基づく廃止等により予算に余剰が生じた場合、順位を繰り上げて交付決定ができるものとする。

(交付の条件)

- 第8 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。
- (1) 補助事業者は、規則、要綱、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
 - (2) 補助事業者は、知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。
 - (3) 補助事業者は、補助事業の内容の変更又は補助対象経費の配分（別表3の区分欄に定める経費ごとの配分額をいう。）を変更する場合においては、あらかじめ、様式第3号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。

- イ 申請のあった補助事業の目的や効果に影響しない範囲での仕様等の変更
 - ロ 補助対象経費の総額の20%以内の減少
 - ハ 補助対象経費の配分の流用に伴う増減（ただし、設備費又は工事費が、変更前の配分額から20%を超えて流用する場合を除く。）
 - ニ その他知事が必要と認めるもの
- (4) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ様式第4号による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
- (5) 交付決定のあった会計年度内に事業が完了すること。
- (6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (7) 補助事業者は、補助事業による設備整備後、省エネルギーその他知事が必要と認める項目について効果測定を行い、別に定めるところにより、知事に報告すること。
- (8) 補助事業者は、正当な理由なく、補助申請における省エネルギー効果を著しく達成できない場合においては、知事の返還命令を受けて補助金を返還すること。
- (9) 補助事業者が、次のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、補助金の返還を命じることがあること。
- イ 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - ロ 補助事業に関して、虚偽の申請等の不正、報告の遅延等の怠慢その他不適当な行為をしたとき。
 - ハ 別表2に掲げる法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受けたとき。
 - ニ 暴力団排除に関する誓約事項に違反したとき。
 - ホ 知事の承認を受けずに、補助事業により取得した財産の利用を中止し、又は処分したとき。
 - ヘ 正当な理由なく、補助申請における省エネルギー効果を著しく達成できないとき。
- (10) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して、転用、譲渡、交換、貸付、取壊し、廃棄又は担保等に供することをいう。以下同じ。）しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けるべきこと。
- (11) この要綱により補助金を交付した事業の補助事業名、補助事業者名、所在地、補助事業の内容、省エネルギーの実績値等を県が公表することに同意すること。
- (12) 県が実施する他の補助事業又は市町村が実施するみやぎ環境交付金を活用した補助事業と併用しないこと。

（交付決定の取消し）

第9 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、補助金の返還を命じることができる。

- (1) 補助金を申請時の使用目的とは違った他の用途に使用したとき。
- (2) 補助事業に関して、交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この規則又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

(3) その他知事が必要と認めるとき。

(補助事業の着手)

第10 補助事業者は、第7第3項及び第4項の規定による補助金の交付の決定通知を受けた後、速やかに補助事業に着手しなければならない。

2 補助事業の着手日は、補助金の交付の対象となる全部又は一部の事業を実施するために必要な売買、請負、その他の契約を締結した日とし、当該着手日は交付決定年月日以降でなければならない。ただし、第7第4項の規定による交付決定を行った場合は除く。

3 補助事業の完了日は、補助対象経費の全ての支払が完了した日とする。

(中止等の承認)

第11 補助事業者は、やむを得ない理由により対象システムの設置を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12 補助事業者は、補助事業の完了日から30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する会計年度の12月28日のいずれか早い日までに、様式第5号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告書に添付しなければならない書類は別表7のとおりとする。

3 やむを得ない理由により第1項の期間内に補助事業実績報告書を提出することができない補助事業者は、同項の規定により実績報告書を提出すべき日までに、様式第3号による変更承認申請書を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

(実績報告に係る消費税及び地方消費税)

第13 補助事業者は、規則第12条第1項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14 知事は、補助事業者の実績報告書を受領した後、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15 補助事業者は、規則第12条第1項の規定による実績報告後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の支払)

第16 知事は、第14の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助事業者

に対し補助金の支払を行うものとする。

(省エネルギーの推進)

第17 補助事業者は、補助事業が完了した後も省エネルギーの推進に模範的に取り組まなければならない。

- 2 これらのほか、診断枠による補助事業者は、本補助金による設備等の導入によるもののほか当該診断により指摘を受けた、その他の事項について、引き続き省エネルギーを推進しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業で取得した財産にその旨を表示しなければならない。
- 4 補助事業者は、省エネルギー等の推進のために県が行う取組に協力しなければならない。

(事業完了後の経過報告)

第18 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する県の会計年度の終了後1年間の会計年度に係る省エネルギーの状況について、当該会計年度終了の日から30日以内に、様式第7号による補助事業経過報告書を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、必要と認めるときは、前項の規定による提出の対象となった年度の翌年度から2年間の事業経過についても、補助事業者から同報告書の提出を求め、現地調査を行うことができるものとする。

(環境価値の取扱い)

第19 知事は、補助事業により取得した財産により生み出される環境価値の利用について、補助事業者に協議を求めることができる。

(取得財産等の管理)

第20 補助事業者は、取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第21 補助事業者は、取得財産等の法定耐用年数の期間内において、当該取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第8号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の取得財産等のうち、処分を制限する財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械装置、重要な器具その他財産とする。
- 3 補助事業者は、第1項により承認を受けた当該財産の処分を行った場合は、様式第9号による取得財産の処分に係る報告書を知事に提出するものとする。
- 4 知事は、第1項の規定により取得財産等の処分を承認した場合において、当該補助事業者に対して、交付した補助金の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類の提出)

第22 この要綱により知事に提出する書類の部数は各1部とし、環境生活部環境政策課に提出するものとする。

(成果の公表)

第23 県は、省エネルギーの推進、地球温暖化の防止及び県民の環境保全意識の高揚を図るため、補助金を交付した事業の補助事業名、補助事業者名、所在地、補助事業の内容、省エネルギーの実績値等を公表し、補助事業に係る省エネルギーの率先的な取組を広報することがある。

(その他)

第24 この要綱に定めるもののほか、省エネルギー・コスト削減実践支援事業補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月24日から施行し、平成25年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 省エネルギー・コスト削減実践支援事業補助金交付要綱（平成24年4月23日施行）は、廃止する。
- 4 この要綱は、平成27年4月23日から施行し、平成27年度予算に係る補助金に適用する。
- 5 この要綱は、平成28年4月4日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用する。
- 6 この要綱は、平成29年4月12日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。ただし、第13第2項及び第3項の規定は平成29年度以前の予算に係る補助金にも適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(準備行為)

- 3 規則第3条1項の規定による交付申請その他の準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助金に適用

する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(準備行為)

- 3 規則第3条1項の規定による交付申請その他の準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(準備行為)

- 3 規則第3条1項の規定による交付申請その他の準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

別表1 (第3関係)

区分	内容
1 補助事業のうちEMS (エネルギーマネジメントシステム) 枠に係る要件	<ol style="list-style-type: none">1 次の(1)～(4)の全てを満たす事業<ol style="list-style-type: none">(1) 県内の既設の事業所における別表1別添1に定める省エネルギー設備及びその設備のエネルギー使用量の可視化のほか、エネルギー計測、接続機器制御、制御ログ保存の各機能を有するEMSの導入であること。(EMS単独の申請は認めない。)(2) EMSの導入により、補助対象事業所及び導入設備におけるエネルギー使用量の可視化及び集計ができること。(3) 経済産業省のエネルギー使用合理化等事業者支援補助金に係るエネマネ事業者における補助対象システム・機器等であること。(4) エネマネ事業者との間で、1年以上のエネルギー管理支援サービス契約が締結されること。(ただし、これらにかかるサービス費用は補助対象経費としない)2 その他知事が必要と認める事業
2 補助事業のうち診断枠に係る要件	<ol style="list-style-type: none">1 次の(1)～(2)の全てを満たす事業<ol style="list-style-type: none">(1) 県内の既設の事業所における別表1別添1に定める省エネルギー設備の導入であって、省エネルギー効果が明確であること。(2) 診断実施日が本補助金の応募締め切り日の3年前から申請日までの間であり、別表1別添2に定める省エネルギー診断の結果に基づき実施されるものであること。

	2 その他知事が必要と認める事業
3 補助事業のうち県産ものづくり振興枠に係る要件	1 次の(1)～(3)の全てを満たす事業 (1) 県内の事業所における別表1別添1に定める省エネルギー設備の導入であって、省エネルギー効果が明確であること。 (2) 導入設備が「『新商品』特定随意契約制度」における認定商品又は「宮城県グリーン製品認定制度」における認定製品として認定されてから3年以内の設備、又は「みやぎ優れMONO発信事業実行委員会」において「みやぎ優れMONO」として認定されてから3年以内の設備の全部又は一部を導入する事業であること。 (3) 導入設備が「宮城県新規参入・新産業創出等支援事業」又は「宮城県新エネルギー等環境関連設備開発支援事業」を活用して開発し、既に製品化されている設備かつ上市後3年以内の設備の全部又は一部の導入事業であること。 2 その他知事が必要と認める事業
4 補助事業のうち一般枠に係る要件	1 県内の事業所における別表1別添1に定める省エネルギー設備の導入であって、省エネルギー効果が明確である事業 2 その他知事が必要と認める事業
5 補助事業のうちZEB枠に係る要件	1 次の(1)～(2)の全てを満たす事業 (1) 県内の既設の事業所における別表1別添1に定める省エネルギー設備の導入であって、省エネルギー効果が明確であること。 (2) 別表1別添3の要件を満たす建築物の年間一次エネルギー消費量の収支をゼロにするために高効率な省エネルギー設備を導入する事業 2 その他知事が必要と認める事業

(別表1別添1)

区分	内容
EMS枠・診断枠・県産ものづくり振興枠・一般枠・ZEB枠の補助対象となる省エネルギー設備 (共通の要件)	1 次の(1)～(7)の全てを満たす設備。 (1) 外部から電気、燃料等の供給を受けて稼働する設備 (2) 事業所内に設置し、又は使用する設備 (3) 発電機能を有しない設備 (4) 事業所のエネルギー使用に直接影響のある設備 (5) 省エネルギー効果の比較対象がある設備 (6) 償却資産登録される設備 (7) 費用対効果が知事が別に定める一定の数値以上である設備

	2 その他知事が必要と認める設備
県産ものづくり振興枠に係る追加要件	<p>1 導入設備が「『新商品』特定随意契約制度」における認定商品又は「宮城県グリーン製品認定制度」における認定製品として認定されてから3年以内の設備、又は「みやぎ優れMONO発信事業実行委員会」において「みやぎ優れMONO」として認定されてから3年以内の設備の全部又は一部を導入する事業であること。</p> <p>2 導入設備が「クリーンエネルギー・省エネルギー関連新製品創造支援事業」又は「宮城県新エネルギー等環境関連設備開発支援事業」を活用して開発し、既に製品化されている設備かつ上市後3年以内の設備の全部又は一部の導入事業であること。</p>

ただし、高効率照明（LEDを含む）は県産ものづくり振興枠・ZEB枠のみ対象とする。

(別表1別添2)

区分	内容
省エネルギー診断	<p>1 一般財団法人省エネルギーセンターによる診断</p> <p>2 環境省「温室効果ガス削減ポテンシャル分析事業（CO₂削減・節電ポテンシャル診断）」による診断</p> <p>3 中小企業等に対する省エネルギー診断事業（省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業）による診断</p> <p>4 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく特定事象者等における、エネルギー管理士が行う診断</p>

(別表1別添3)

項目	内容
環境性能に関する要件	<p>1 建物（外皮）性能について 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律（以下、「建築物省エネ法」という。）第30条に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等」における外壁、窓等を通しての熱の損失に関する基準（以下「外皮性能基準」という。）に適合していること。</p> <p>2 一次エネルギー消費量について (1) 建築物省エネ法第2条第3号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」における一次エネルギー消費量に関する基準において、設計一次エネルギー消費量（再生可能エネルギーを除く）が基準一次エネルギー消費量より50%以上低減し、かつ、設計一次エネルギー消費量（再生可能エネルギーを含む）が基準一次エネルギー消費</p>

	<p>費量より75%以上低減すること。</p> <p>(2) 建築物省エネ法第2条第3号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」における一次エネルギー消費量に関する基準において、設計一次エネルギー消費量(再生可能エネルギーを除く)が基準一次エネルギー消費量より50%以上低減し、かつ、設計一次エネルギー消費量(再生可能エネルギーを含む)が基準一次エネルギー消費量より50%以上75%未満低減すること。</p> <p>※ 一次エネルギー消費量の削減率は、国が定める基準により算定する。</p>
エネルギー利用に関する要件	<p>設備等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制の整備すること(BEMS装置等の導入)。</p>
環境性能の表示に関する要件	<p>建築物の環境性能に関する第三者認証による評価(建築物省エネルギー性能表示制度(BELS))において、『ZEB』, Nearly ZEB, ZEB Readyのいずれかの省エネルギー性能評価の認証を、事業開始後、速やかに取得し、「省エネルギー性能表示」及びその表示に関する「評価書」の写しを提出すること。</p> <p>※ 第三者認証による省エネルギー性能表示に関する審査を受けた結果、一次エネルギー削減率が交付決定時の値よりも5ポイント以上下回った場合、あるいは、要件に適合しなくなった場合は交付決定を取り消すことがある。</p>
その他の要件	<p>1 全ての事業について、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されたZEBプランナーが関与する事業であること。</p> <p>2 事業成果は、他の事業者への普及促進のため広く一般に公表することに同意すること。</p>
対象施設	<p>次の要件を満たす建築物とする。</p> <p>1 対象施設 : 県内の民生業務用建築物</p> <p>2 延べ床面積 : 新築の場合 10,000 m²未満, 既設の場合 2,000 m²未満</p> <p>3 用途 : 事務所, ホテル・旅館, 福祉施設・病院, 百貨店・マーケット等</p> <p>※ 工場, 畜舎, 倉庫等, 民生業務部門以外の建築物は対象外</p> <p>4 その他 : 登記を確認できるものであること。</p> <p>※ 新築の場合は建築確認済証等を確認できること。</p>

別表 2 (第 3 関係)

区分	内容
補助事業者の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 全ての県税に未納がないこと。 2 過去 3 年間に、交付決定を受けた省エネルギー・コスト削減実践支援事業を自らの責に帰すべき事由により中止又は廃止していないこと。 3 過去 3 年間に、交付決定を受けた省エネルギー・コスト削減実践支援事業に対し交付決定の取消を受けていないこと。 4 過去 3 年間に、別表 2 別添 1 に掲げる法令に違反し、これらの法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受けていないこと。 5 物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成 27 年 4 月 1 日施行）第 2 条第 1 項の規定による資格制限又は宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（平成 27 年 4 月 1 日施行）第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。 6 暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 条）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

別表 2 別添 1 (第 3 関係)

<ol style="list-style-type: none"> 1 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号） 2 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号） 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号） 4 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号） 5 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号） 6 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号） 7 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号） 8 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号） 9 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号） 10 ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号） 11 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号） 12 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号） 13 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号） 14 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号） 15 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号） 16 公害防止条例（昭和 46 年宮城県条例第 12 号） 17 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例（平成 12 年宮城県条例第 44 号） 18 産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成 17 年宮城県条例第 151 号）
--

19	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）
20	1から19までに掲げるもののほか、関係法令及び事業所が所在する地方公共団体における環境保全等に関する条例

別表3（第3関係）

区分	内容
補助対象経費	
設計費	補助事業の実施に直接必要な機械装置・建築材料等の設計費
設備費	補助事業の実施に直接必要な機械装置・建築材料等の購入、製造（改修を含む）又は据付け、既存設備の撤去等に必要な経費（ただし、土地の取得及び賃借料を除く。）
工事費	補助事業の実施に直接必要な配管、配電等の工事に必要な経費
その他経費	補助事業を行うために直接必要なその他の経費（工事負担金、管理費等）

補助事業の実施に直接必要でない経費は補助対象外とする（消費税及び地方消費税、振込手数料・割賦手数料、土地取得・賃借料、特定契約の申込みに係る電力工事負担金、申請書作成費、保険料等の運用に係る経費、各種届出に要する経費等）。

別表4（第4関係）

区分	補助率 ※	補助上限額
EMS 枠	EMS：1／3以内 省エネ設備：各申請枠の補助率	補助事業1件につき 5,000千円
診断枠	1／2以内	
県産ものづくり振興 枠	1／2以内	
一般枠	1／3以内	
ZEB 枠	1／2以内	補助事業1件につき 10,000千円

※ただし、国等の補助金と併用して申請する場合、全ての補助金の合計額が補助対象経費の2／3を超えない率と比較していずれか小さい率

別表5（第5関係）

区分	内容
全ての申請において必要となる補助金交付申請書の添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書 2 収支予算書 3 暴力団排除に係る誓約書 4 県税納税証明書（発行から3か月以内のもので、全ての県税に未納がないことを証明するもの） 5 法人にあっては登記簿謄本又は現在事項全部証明書、個人事業者にあっては住民票の写し（発行から3か月以内のもの）及び青色申告に係る納税地が県内の住所地、居所地又は事業場等の所在地であることを証する書面（事業所得に係る納税通知書の写し等） 6 事業所が賃貸である等申請者の所有物でない場合には、所有者の同意書 7 会社概要（会社案内のパンフレット等） 8 事業に関する参考見積書（2社以上の相見積りの上、取得した全てを提出） 9 その他知事が必要と認めるもの
EMS 枠において必要な追加添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 導入設備が経済産業省のエネルギー使用合理化等事業者支援補助金に係るエネマネ事業者における補助対象システム・機器等であることを証明するもの 2 その他知事が必要と認めるもの
診断枠において必要な追加添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 省エネルギー診断結果（別表1別添2に定める事業による報告書の写し） 2 その他知事が必要と認めるもの
県産ものづくり振興枠において必要な追加添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 導入設備が「『新商品』特定随意契約制度」における認定商品又は「宮城県グリーン製品認定制度」における認定製品として認定されてから3年以内の設備、又は「みやぎ優れMONO発信事業実行委員会」において「みやぎ優れMONO」として認定されてから3年以内の設備であることを証明するもの。 2 導入設備が「クリーンエネルギー・省エネルギー関連新製品創造支援事業」又は「宮城県新エネルギー等環境関連設備開発支援事業」を活用して開発し、既に製品化されている設備であり上市後3年以内であることを証明するもの。 3 その他知事が必要と認めるもの
ZEB 枠において必要な追加添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象施設が、建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第30条に規定する「外皮性能基準」に適合していることを証明するもの。 2 一次エネルギー消費量が、要件を満たすことを証明するもの。 3 登記事項証明書（新築の場合は建築確認済証等）

	4 その他知事が必要と認めるもの
--	------------------

別表6（第7関係）

区分	内容
交付決定を行う順位	<p>「EMS 枠・診断枠・県産ものづくり振興枠・一般枠」と「ZEB 枠」の2つに分けて、それぞれ下記により順位を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 費用対効果の値が大きい順。ただし、「EMS 枠」、「診断枠」については、優遇措置として知事が別に定める加算を行う。 2 前号の順位が同じ場合には、補助対象事業によるCO₂排出量削減量が大きい順 3 前号の順位が同じ場合には、補助対象経費が大きい順

別表7（第12関係）

区分	内容
補助事業実績報告書の添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実績書 2 収支決算書 3 補助金振込先金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し（申請者と同一の口座名義人であって、振込口座番号が確認できるもの） 4 補助事業による導入設備が償却資産登録されていること、又はされる予定であることが確認できるもの（固定資産台帳の写し等） 5 業務用冷蔵空調機器を更新した場合、第一種フロン類充填回収業者による引き取り証明書の写し 6 その他知事が必要と認めるもの